

酪農学園大学と*****大学との 学術交流協定書

日本国・酪農学園大学と国・*****大学（以下、両者を「機関」という）は、両機関の学術研究を中心とする交流を促進するために本協定を締結する。

1. 協定内容

前文に掲げる交流とは、以下の内容を含むものとする。

- a. 学術資料、刊行物および情報などを相互に提供する。
- b. 教員と学生による相互交流事業を促進する。
- c. 共同研究を行う。
- d. セミナーや学術会議などの学術行事を開催する。

2. 交流の実施

1.に掲げる諸交流は、両機関による協議および承認の後に実施される。

3. 交流資金

- a. 1.の a に掲げる交流に係る経費は、原則として派遣者側の機関が負担する。
- b. 両機関は必要に応じて、経費負担に関する協議を行うこととする。

4. 協定の発効、有効期間および廃止

- a. 本協定は、両機関の責任者の署名調印をもって発効し、調印日から5ヵ年を有効期間とする。
- b. 協定期間終了時に、一方もしくは両機関から本協定に関する変更の意思表示がなければ、本協定は自動的に5ヵ年延長するものとする。
- c. 一方もしくは両機関が本協定の廃止の必要を有した場合には、6ヵ月の猶予をもって文書で通告することで本協定は廃止される。

2008年 月 日
酪農学園大学 学長

2008年 月 日
*****大学 学長

谷山 弘行

D**** F****